

欧米競争政策の動向のポイント

2021年9月7日 No.17

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

- 1 連邦取引委員会、半導体契約を巡る独占的慣行に従事したとして、ブロードコムに対し、同慣行の是正を求める同意命令案を提示(2021年7月2日)
- 2 司法省、産業・農業用機器向け部品を手掛けている製造業者間の事業譲渡計画について、一定の油圧事業の譲渡を条件として承認(2021年7月14日)
- 3 司法省、鶏肉業界に対する継続中の捜査で鶏肉業者元幹部4名及び別の鶏肉業者1社が起訴された旨を公表(2021年7月29日)

II 欧州競争法(政策)

- 1 買収事件
 - (1) 欧州委員会、欧州委員会 Illumina による GRAIL の買収に対する詳細審査を開始(2021年7月22日)
 - (2) 欧州委員会、Orange による Telekom Romania の買収を条件付承認(2021年7月28日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

I 米国競争法(政策)

本号では、3件の事件を取り上げる。

1 件目は、半導体契約を巡る独占的慣行に従事したとして、連邦取引委員会がブロードコムに対し同慣行の是正を求めている同意命令案を提示したものである。

2 件目は、デンマークのダンフォスによるアイルランドのイトンの油圧事業の買収計画について、司法省が軌道油圧モーター及び油圧ステアリング制御ユニットに係る一定の事業の売却を条件として承認したものである。両当事会社はこれらの部品を手掛ける最大規模の製造会社2社であり、買収総額は33億ドルである。

3 件目は刑事事件であり、当該事件では、鶏肉商品を巡る全米規模の価格カルテル及び入札談合に関与したとして、ピルグリムズ・プライドの元幹部4名及びコッチ・フーズ1社がそれぞれ別々に起訴された。

1 連邦取引委員会、半導体契約を巡る独占的慣行に従事したとして、ブロードコムに対し、同慣行の是正を求める同意命令案を提示(2021年7月2日)¹

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は7月2日、Broadcom Incorporated(以下「ブロードコム」という。)が排他条件付取引その他の関連行為を通じて有料放送及びブロードバンド・インターネット・サービスの提供に用いられる半導体部品の市場を違法に独占していると申し立てた。FTCはまた、申し立ての内容を解決するための同意命令案も提示した。同意命令案に定められている条件によれば、ブロードコムは、顧客に対して、同部品を同社から独占的、又はほぼ独占的に調達するよう強要してはならない。

FTCの競争局代理局長であるホリー・ヴェドヴァは以下の声明を出した。

「今回の申し立ては、ハイテック企業を含む独占体に対しFTCが反トラスト法を執行するとの決意を示している。アメリカには独占問題がある。今回の措置は、この問題への対処のための一歩だ。措置では、ブロードバンド環境を支える主要部品の重要市場での独占企業による強引な戦術が阻止されている。やるべきことは山積しており、それを行うためのツールとリソースが必要だ。いずれにしても、私はFTCの職員がこの取り組みに全力を傾けていると確信している。」

FTCの申し立てによると、ブロードコムは、有料放送及びブロードバンド・インターネット・サービスの提供に用いられるデバイスに搭載されている3種類の半導体部品の販売を独占している。同部品は、複数の集積回路が実装されているチップセットであり、①ケー

¹ Press Release, Department of Justice, FTC Charges Broadcom with Illegal Monopolization and Orders the Semiconductor Supplier to Cease its Anticompetitive Conduct, July 2, 2021.

ブルテレビ放送用の受信機、②DSL 回線を使うブロードバンド接続機器、及び③光回線を使うブロードバンド接続機器に搭載されている。

ブロードコムはまた、5種類の関連チップの数少ない主要な供給者のうちの1社である。関連チップは、①デジタルコンテンツをテレビでストリーミングできる受信機に搭載されているチップセット、②ケーブル回線を使うブロードバンド接続機器向けのチップセット、③有料放送の受信機又はブロードバンド接続機器のための Wi-Fi チップ、④有料放送の受信機向けのフロントエンド処理チップ、及び⑤ブロードバンド接続機器のためのフロントエンド処理チップである。フロントエンド処理チップは、受信機に伝送されるアナログ信号をデジタル信号に変換する半導体である。

ブロードコムの直接顧客は電子機器メーカーであり、これらのメーカーはブロードコムの部品を使用して有料放送の受信機及びブロードバンド接続機器を生産している。電子機器メーカーは、電話会社大手の AT&T やベライゾン、ケーブルテレビ大手のチャーターやコムキャスト、衛星放送大手の DISH などの有料放送及びブロードバンド・サービスプロバイダーに対して、当該機器を供給している。そして、当該サービスプロバイダーは、消費者に対して、同消費者の有料放送又はインターネット接続サービスの加入と関連して、当該機器を供給している。当該機器の主要部品がブロードコムによって供給されている。当該主要部品の選別に当たり、電子機器メーカーとその川下にいるサービスプロバイダーの両方が重要な役割を担っている。

申立書によると、ブロードコムは、電子機器メーカー及びサービスプロバイダーの両方と長期の排他的契約を締結することにより、3つの関連市場において独占力を違法に維持した。契約では、顧客がブロードコムの競争者からチップを購入することができない。当該契約の下、顧客は排他的、又はほぼ排他的な条件でブロードバンド環境を支えているチップを購入したり、使用したり、又は入札で提示したりしなければならない。ブロードコムは当該排他的契約及びロイヤリティ契約を少なくとも10の電子機器メーカーと締結した。中には、最も広範なエンジニアリング及びデザイン能力を有し、またサービスプロバイダーと最も緊密な関係を有する企業もある。ブロードコムはまた、類似の契約を米国での主要及びその他のサービスプロバイダーとも締結した。排他的契約やロイヤリティ契約を供給連鎖の二段階で主要な顧客と結ぶことにより、ブロードコムは、同社と競合しようとする企業に対して乗り越えられない障壁を築き上げた。

申立書で FTC はまた、ブロードコムは、独占化された3つのチップセット市場における同社の独占力をテコ入れして、関連チップの供給に関しても顧客に対し排他条件付取引やロイヤリティ契約の内容に応じるよう強要した、と主張している。当該行為より、ブロードコムの競争者は、顧客との取引獲得を巡りメリットに基づく競争を展開することができない。

同意命令案の下、ブロードコムは、従来のテレビ受信機及び DSL 回線と光回線を利用

したブロードバンド接続機器向けのチップセットの供給を巡り、一定の排他的契約又はロイヤリティ契約を顧客との間で結んではならない。ブロードコムはまた、関連チップの供給に関し、顧客が排他的契約又はロイヤリティ契約に応じることを条件に、上記チップセットへのアクセスを認めたり、有利な供給条件を与えたりしてはならないとされている。なお、同意命令案に定められている条件によれば、ブロードコムは、同社の競争者と取引をする顧客に対し報復をすることもできない。

FTC は申立書を発出し、同意命令案を受け入れることを 4-0-1 で承認し、リナ・カーン委員長は同評決に参加しなかった。本件について、FTC は本件同意命令案及び「パブリックコメントを補助する同意命令案の分析文」などを間もなく官報において公表する。公表文にはコメントの提出方法が記されている。コメントの受付期間は官報への公表後の 30 日間である。コメントは、受付後、regulations.gov に公表される。

2 司法省、産業・農業用機器向け部品を手掛けている製造業者間の事業譲渡計画について、一定の油圧事業の譲渡を条件として承認(2021年7月14日)²

司法省は7月14日、デンマークの Danfoss A/S(以下「ダンフォス」という。)がアイルランドの Eaton Corporation Plc(以下「イートン」という。)の油圧関連資産の買収計画を進めるには、両当事会社は両者それぞれの軌道油圧モーター及び油圧ステアリング制御ユニットに係る一定の事業資産を譲渡しなければならない旨を公表した。当初届け出られた計画では、本件取引は米国における農業、工業及び建設業向け機器に使用される軌道油圧モーター及び油圧ステアリング制御ユニットを巡る競争を実質的に減殺させるおそれがあった。

司法省反トラスト局は本日、コロンビア特別区裁判所に対して当該計画の差止めを求め民事提訴するとともに和解案を提出した。裁判所が和解案を承認すれば、同局の競争上の懸念は解消されることになる。

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を出した。

「軌道油圧モーター及び油圧ステアリング制御ユニットは、農業、工業及び建設業で使用される機器に搭載されている重要な部品である。当初届け出られた買収計画では、アメリカ経済にとって重要であるこれらの産業の機器メーカーは、価格の上昇と質の低下を受け入れざるを得なかったであろう。是正措置案は、機器メーカーと消費者の利益のため、これらの製品を巡る製造販売競争を保護するものである。」

訴状によると、ダンフォス及びイートンは、米国においてオフロード車両に使われる軌道油圧モーターの最も大規模な供給者の2社である。同モーターは、スキッドステアローダー、収穫機、街路清掃車などの車両の作業用アタッチメントを動かすために使用されて

² Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Divestitures in Transaction between Global Industrial and Agricultural Equipment Component Manufacturers, July 14, 2021.

いる。また、訴状によれば、ダンフォースとイトンは油圧ステアリング制御ユニットの最も大規模な供給者の2社である。同ユニットによって、乗り物の車輪は油圧作動液を用いて回転することができる。訴状の中で司法省は、両当事会社から提案された買収計画では、価格の上昇、配送その他のサービスの質の低下、及び技術革新の低迷がもたされる蓋然性がある、と主張している。

同意命令案に定められている条件の下、両当事会社は、ダンフォース所有の軌道油圧モーター及び油圧ステアリング制御ユニットの製造施設3か所(ケンタッキー州ホプキンズビル市、ドイツ連邦共和国・パルヒム、ポーランド共和国・ロクロウ)を売却し、またイトン所有の軌道油圧モーターの生産ライン2施設と油圧ステアリング制御ユニットの生産ライン1施設(オクラホマ州ショーニー市、ミネソタ州エデン・プレリー市)を Interpump Group S.p.A.(以下「Interpump」という。)又はアメリカ合衆国によって承認される他の買い手に売却しなければならない。Interpump はシリンダー、ポンプ及びバルブを供給する確立されたグローバル企業であり、北米、欧州、南米及びアジアに事業を展開している。

反トラスト局は、欧州委員会における同局の法執行パートナーから本件について緊密かつ建設的な協力を受けたとして、同パートナーに対し感謝の意を表した。協力によって入念な捜査が行われ、その結果として、米国及び欧州での競争の保護に資するような是正措置が講じられた。

ダンフォースはデンマーク王国・ノードボグに本社を置く全世界的な企業であり、同社のパワーソリューションズ部門はオフロード車両向けの油圧部品を製造している。ダンフォースのパワーソリューションズ部門の売上高は2019年には約63億ドル(約6867億円、1ドル=109円)であった。

イトンはアイルランド共和国・ダブリンに本社を置く全世界的な企業であり、同社の子会社に属するパワー&モーション・コントロール事業部は油圧モーター、パワーユニット、バルブ及びステアリングユニットを製造している。同事業部の売上高は2019年には約22億ドル(約2398億円)であった。

本件和解案は、反トラスト手続及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見と共に、連邦官報において公表される。如何なる者でも、その公表の日から60日以内に、和解案に関する意見を書面にて司法省反トラスト局国防・産業・航空宇宙課の課長宛てに提出することができる。意見提出期間が終了した後、コロンビア特別区裁判所は、本件の同意判決案が公益にかなうか否かの判断を下すことになっている。

3 司法省、鶏肉業界に対する継続中の捜査で鶏肉業者元幹部4名及び別の鶏肉業者1社が起訴された旨を公表(2021年7月29日)³

司法省は7月29日、コロラド州連邦大陪審が、鶏肉販売を巡る全米規模の価格カルテル及び入札談合に関与したとして、イリノイ州パークリッジに本社を置く Koch Foods(以下「コッチ・フーズ」という。)を起訴した旨を公表した。同大陪審が別件において同じ共謀に関与したとして元幹部4名も起訴した、としている。

裁判資料によると、起訴された元幹部は何れもピルグリムズ・プライドの元幹部である。彼らは、加工調理済み食品事業のエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを務めていた Jason McGuire、生鮮食品事業兼チキンサンド事業の本部長を務めていた Timothy Stiller、大口顧客へのセールズ担当の幹部を務めていた Wesley Scott Tucker 及び生鮮食品販売部門の重役を務めていた Justin Gay である。

起訴状では、被告及びそれらの共謀者が鶏肉商品を巡る競争を抑制し、排除するため共謀していたとされている。鶏肉商品は人間の消費のための食料として飼育された鶏から作られ、スーパーやレストランに販売される。

本件共謀に関与していたとして、コッチ・フーズのシニア・バイス・プレジデントである William Kantola も起訴された。Kantola は、2020年10月に起訴された自然人10人のうちの1人である。同大陪審は、本件共謀に関与していたとして、クラクストン・ポルトリーも5月19日に起訴した。本件起訴は当該起訴に取って代わる優先起訴に該当している。また、コロラド州グリーリーに本社を置く主要な鶏肉生産者であるピルグリムズ・プライドは、本件共謀に関与していたとして、有罪答弁を行った。2021年には1億700万ドル(約116億6300万円)の罰金支払いの宣告も受けた。長年にわたる本件共謀は遅くとも2012年に始まっており、早くとも2019年に終了している。

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を出した。

「本日の起訴が示すとおり、反トラスト局は、個人や企業が法に従うことより利潤の追求を選択するならば、それらに責任を取らせることに専念するであろう。鶏肉商品を巡る価格カルテルへの我々の捜査は継続しており、我々は違反者が罰せられ、またこの重要産業での競争が回復するまで、何があっても止めたりはしない。」

連邦捜査局(以下「FBI」という。)ワシントン支局のステイブン・デ・アンツオノ局長代理は以下の声明を出した。

「価格カルテルは被害者なき犯罪ではなく、また鶏肉産業においてこれらの企業や個人が犯した違法行為は、アメリカの消費者に対し直接的な悪影響をもたらした。FBIは反トラスト法違反を犯した者を訴追することにコミットしており、これらの違反者は、自分の

³ Press Release, Department of Justice, Four Executives and Company Charged with Price Fixing in Ongoing Investigation into Broiler Chicken Industry, July 29, 2021.

金銭的利益のためだけに米国の自由かつ競争的な市場を害しようとした。」

商務省監察総監室のスコット・キーファー捜査担当副監察官は以下の声明を出した。

「価格カルテル、入札談合及びそれらの関連行為は、消費者及び我々の自由競争システムを害している。我々は、司法省や他の法執行パートナーと協力して、米国通商の健全性を保護するために不正行為を積極的に捜査し、訴追することに専念している。」

コッチ・フーズ、McGuire、Stiller、Tucker 及び Gay の各自はシャーマン反トラスト法に違反したとして起訴された。被告 McGuire、Stiller、Tucker 及び Gay は、8月11日にコロラド州地区地裁のクルーズ下級判事の面前で初出廷することになっている。コッチ・フーズの初出廷も、8月11日にコロラド州地区地裁のクルーズ下級判事の面前で行われることになっている。シャーマン法違反の罰則の法定上限は、個人の場合には10年の禁固刑及び100万ドル(約1億900万円)の罰金刑、法人の場合には1億ドルの罰金刑である。罰金の上限額は、犯罪による利得の2倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の2倍の金額の何れかの金額が100万ドルを上回る場合には、当該金額まで引き上げることができる。連邦地裁判事は、米国量刑ガイドラインその他の法定要因を考慮した後、量刑判断を行うことになっている。

本件訴追は、鶏肉生産産業における入札談合、価格カルテル及び別の反競争的行為に対する継続中の反トラスト審査の結果によるものである。同審査は、商務省監察総監室、FBIワシントン支局及び農務省監察総監室の協力を得ながら、反トラスト局により行われている。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、買収事件 2 件を取り上げる。

1 件目は、次世代シーケンシング技術を利用した癌発見検査市場における Illumina(米国)による GRAIL(米国)の買収計画について欧州委員会が詳細審査を開始したものである。当初本件は複数の加盟国当局に届出が行われたが、合併規則 22 条の規定に従い、加盟国当局の要請を受けて欧州委員会が審査することとなった。

2 件目は、Orange(フランス)による Telekom Romania Communications(TKR、ルーマニア)の買収について、Orange の申し出た問題解消措置の実施を条件に承認されたものである。Orange による問題解消措置は、TKR が保有する Orange の直接の競争者 Telekom Romania Mobile Communications 株式 30%の売却を条件とする。

1 買収事件

(1) 欧州委員会、欧州委員会 Illumina による GRAIL の買収に対する詳細審査を開始(2021 年 7 月 22 日)⁴

欧州委員会は EU 合併規則の下、Illumina による GRAIL の買収計画に対する詳細審査を開始した。欧州委員会は第一次審査の結果、本件買収計画が次世代シーケンシング(Next Generation Sequencing、以下「NGS」という。)技術を利用した癌発見検査の開発と商業化に向けた新興市場における競争と技術革新を減少させるおそれがあることに懸念を有している。

欧州委員会の初期の競争上の懸念

欧州委員会は第一次審査の結果、NGS システムにおける主導的地位にある Illumina は GRAIL と統合することで垂直的に閉鎖された戦略を実施することが可能となり、GRAIL の競争者を排除する経済的な動機を有することが明らかになった。

このような Illumina の戦略は、患者・医師・医療制度が利用できる製品の選択肢、革新性・性能を減らすことで GRAIL の競争者と欧州の患者に影響を与え、また NGS を利用した癌発見検査市場への参入障壁を高めるものである。

本件取引は 2021 年 6 月 16 日に欧州委員会に届出のあったものである。欧州委員会は、決定採択までに 90 就労日(11 月 29 日期限)を有する。なお、詳細調査の開始は、審査結果に予断を与えるものではない。

⁴ Press Release, European commission, Mergers: Commission opens in-depth investigation into proposed acquisition of GRAIL by Illumina, 22 July 2021.

移送要請

欧州委員会は 2021 年 4 月 19 日、フランス、ベルギー、ギリシア、アイスランド、オランダ、ノルウェーからなされた本件に対する審査要請を受理することとした。本件取引は EU 合併規則に定められる売上高基準を満たしておらず、またどの加盟国競争当局にも届出がなされていないが、合併規則 22 条に定められる移送要件を満たすものである。欧州委員会は、本件取引は移送を求めた加盟国の領域における競争に重大な影響を与えることで単一市場における取引に影響が及ぶこと、また GRAIL は本件市場において競争上優位にあるものの同社の売上高が合併規則の基準に満たないことに鑑みて、欧州委員会自身が審査することが適切であると判断した。

当時会社と製品

Illumina は米国を本拠とする世界的なゲノム学企業であり、シーケンシング機器、消耗品、関連サービスを含む NGS システムを開発、製造、販売している。同社の NGS システムと医療機器は、癌の発見、また適切な治療法を選択する血液検査の開発・実施など腫瘍学の多様な領域で使用されている。同社の 2020 年における全世界の売上高は 30 億ドル（約 3300 億円、1 ドル=110 円換算）であった。欧州では、自社製品を直接又は流通業者を通じて販売している。

GRAIL は米国を本拠とするヘルスケア企業であり、ゲノム学シーケンシングによる血液の癌検査と、データサイエンスツールを開発している。同社の主力商品“Galleri”は、無症状患者の血液サンプルから約 50 種類の癌を発見することができる。同社は 2021 年 4 月、米国において Galleri の販売を限定的に開始した。なお、GRAIL は 2016 年に Illumina により設立され、同年に独立した。現在 Illumina は GRAIL の(支配権のない)最大の株主として、GRAIL の株式の 14.5%を保有している。

(2) 欧州委員会、Orange による Telekom Romania の買収を条件付承認(2021 年 7 月 28 日)⁵

欧州委員会は EU 合併規則の下、Orange による Telekom Romania Communications(以下「TKR」という。)の買収を条件付きで承認した。本件承認は、TKR が保有する Orange の直接の競争者 Telekom Romania Mobile Communications(以下「TRMC」という。)株式の 30%の売却を条件とする。

ルーマニア子会社を通じた Orange と、TKR はルーマニアにおいて小売と卸の両段階で電気通信サービスを提供している。Orange の主たる事業活動は移動電気通信であり、TKR

⁵ Press Release, European commission, Mergers: Commission clears acquisition of Telekom Romania by Orange, subject to conditions, 28 July 2021.

は主として固定電話とテレビの事業分野において活動している。TKR は Deutsch Telekom(以下「DT」という。)により間接的に支配されており、ルーマニアにおける主要な移動電気通信事業者 4 社の一角を占める TRMC 株式の 30%を保有する株主である。

欧州委員会による調査

欧州委員会は調査の結果、当初届出のあった取引は、小売移動電気通信サービス市場における競争上の深刻な懸念を惹起するおそれがあることを認定した。というのは Orange が、TKR が保有する TRMC 株式の 30%を取得することになるためである。これにより Orange は、TRMC と競争するインセンティブを失い、競争者の事業上機微な情報にアクセスすることが可能になるほか、TRMC による重要な投資、又は戦略的買収者による買収の阻止が可能となる。

加えて欧州委員会は、固定・移動融合(以下「FMC」という。)サービスの提供、ビジネス接続サービスの小売市場、テレビチャンネルの買収等の他の市場における潜在的な競争上の懸念についても調査を行った。

欧州委員会は、合併により誕生する事業者は、これらの市場において他の事業者からの重大な競争圧力を受け続けることになり、消費者は十分な代替を有することを認定した。とくに FMC サービスについては、合併により誕生する事業者が本件サービスをより効率的に提供できるようになり、便益がもたらされることになる。

提案された問題解消措置

Orange が TRMC 株式の 30%を取得することについて欧州委員会が認定した競争上の懸念に対応するため、同社は以下の問題解消措置を申し出た。

- ・ TRMC 株式の 30%を Hellenic Telecommunications Organization(以下「OTE」という。)へ売却する。OTE は TRMC を支配する株主であり、また DT の子会社でもある。
- ・ TKR と OTE が拘束力のある本件売却契約に合意し、欧州委員会が OTE を適切な購入者であること及び本件売却契約を適切であると認め、さらに少数株式が OTE に移転されるまで本件取引を実施しないこと。

本件措置は、小売移動電気通信サービス市場において欧州委員会が認定した競争上の懸念を全面的に解消するものである。よって欧州委員会は、上記措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。欧州委員会の決定は、本件措置の全面的な実施を条件とする。

当事会社と製品

Orange は世界的な電気通信事業者であり、ルーマニアにおいては同社の子会社である

Orange Romania と Orange Business Romani を通じて事業活動を行っている。同社は主として自身の通信網により移動電気通信サービスを提供しているほか、極めて限定的ではあるが第三者の施設を通じて固定電話、固定インターネット、テレビサービスを提供している。

TKR はルーマニアに本拠を置き、固定電話サービス、テレビサービス、及びその複合サービスを居住及び非居住顧客に対し提供するとともに、他の電気通信事業者に対して卸サービスを提供しているほか、TRMC との契約に基づいて極めて限定的であるが仮想移動体通信事業者として移動電気通信サービスを提供している。

なお本件は、2021年6月8日に欧州委員会に届出がなされたものである。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)